

II 働く前に知っておきたいこと

1 正社員とフリーターの違い

とりあえずフリーターと考える前に
「フリーターとして働いていくこと」と「正社員として働いていくこと」の違いを知ることが大切です。



年収・生涯賃金

15歳から34歳の労働者で比較してみると

正社員の平均年収は、約387万円

フリーターの平均年収は、約106万円

正社員の年収は、年齢が上がるとともに増える傾向にありますが、

フリーターの収入は、年齢が上がっても、あまり変わりません。

生涯賃金では、60歳まで働いたと仮定すると、ある研究所の試算では、正社員は2億1,500万円、フリーターは5,200万円 その差が約1億6,000万円！

(資料出所：UFJ総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
「フリーター人口の長期予測とその経済的影響の試算」)

年金

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、「国民年金」に加入する義務があります。会社員等は同時に「厚生年金」にも加入し、将来、2つを合わせた額の年金を受け取ることができます。

(保険料を納めていないと将来受け取れる年金はゼロです。)

フリーターの主なデメリット

- 職業能力開発機会が少ないため、正社員への転換が難しい。
- 雇用保険の加入条件に該当しないこともあり、失業給付が受けられない。
- 有期雇用であることが多く、雇用期間が終わると辞めさせられることもある。
- 収入が不安定なため、生活が安定しにくい。

2 パート労働者とは

パート労働者とは、1週間の所定労働時間（会社で定めた労働時間）が通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者のことです。

「アルバイト」「嘱託」「契約社員」など呼び方は異なっても、この条件にあてはまれば、法律上はパート労働者になります。

パート労働者も、もちろん労働者ですから、正社員と同じように労働基準法などの労働法が適用されます。

また、パート・有期雇用労働者の能力発揮や雇用管理の改善を目的として制定された『**パートタイム労働法**』（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）では、パート労働者等の待遇等について、次のとおり規定されています。

パートタイム労働法のポイント

- 雇い入れるときは、労働条件について文書などで明示する義務があります。
- 正社員と同じ仕事をし、配置転換も行われるようなパート労働者等について、パート労働者等であることを理由に差別的に取り扱うことは禁止されています。
- それ以外のパート労働者等についても、仕事の内容や、能力、経験などに応じて、正社員と均衡の取れた待遇にするよう努めることとされています。
- 社内公募など、パート労働者等から正社員へ転換するチャンスを整える義務があります。



今はパート労働者だけど、がんばれば、正社員になれるチャンスがある！

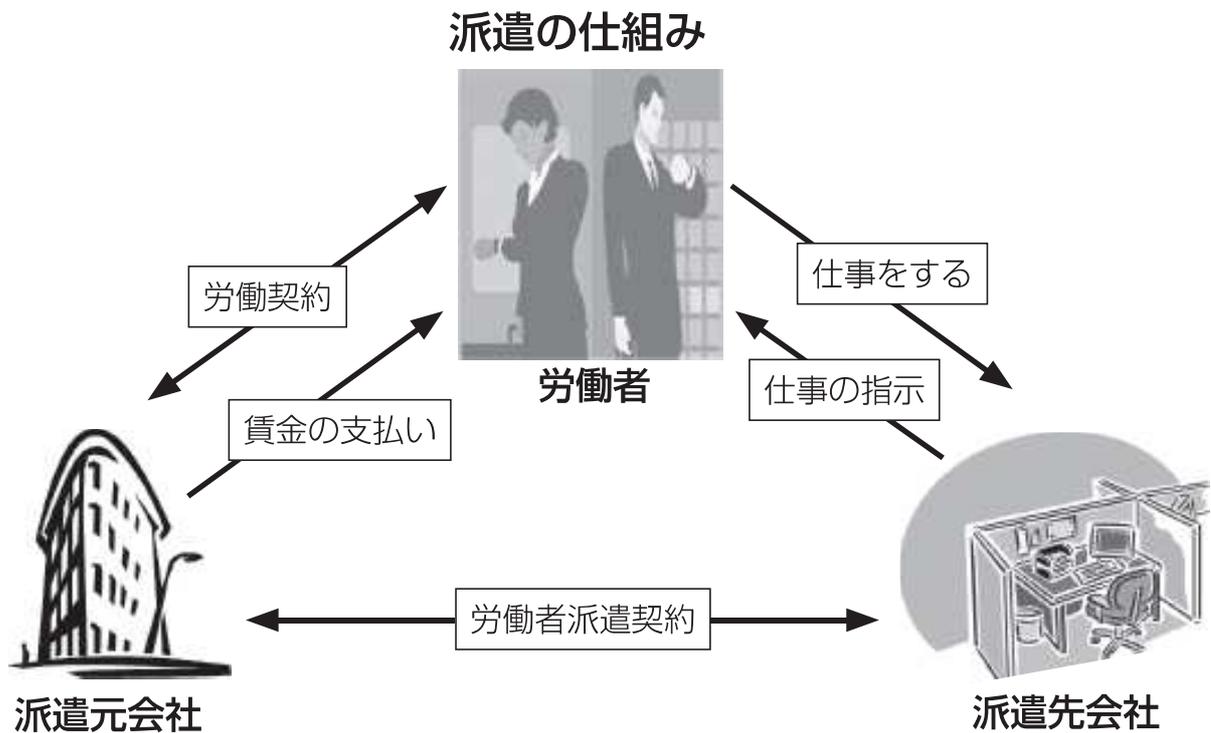


パート労働者だけど、自分の働きや貢献に応じた賃金がもらえる！

3 派遣とは

派遣労働とは、臨時的かつ一時的な働き方であることが原則とされ、雇われている会社と実際に働いている会社が異なる労働のことです。「派遣」として働くには、まず、派遣元会社と労働契約を結びます。そして、派遣先の会社で派遣先の指示を受けながら働くことになります。

「派遣」で働くに当たっては、派遣労働特有の問題点もありますので、あらかじめその仕組みや法的な考え方をきちんと理解しておくことが重要です。



派遣労働の期間

派遣元会社に**有期雇用**(期間を定めた雇用契約)されている場合は、同じ職場での派遣就業は3年が上限です。ただし、派遣先会社での一定の手続きが行われ、異なる事業部門等であれば、継続して働くことは可能となります。

派遣元会社に**無期雇用**(期間の定めのない雇用契約)されている場合や、出産・育児、介護休業にかかる代替の場合は派遣期間の制限はありません。

労働者派遣事業を行うことができない業務

- ①港湾運送業務 ②建設業務 ③警備業務 ④医師、看護師等医療関係の業務 (社会福祉施設等及び紹介予定派遣、育児休業等代替などを除く)
- ⑤人事労務関係のうち一定の業務 ⑥弁護士・司法書士・管理建築士等の業務

4 企業が求めている人材

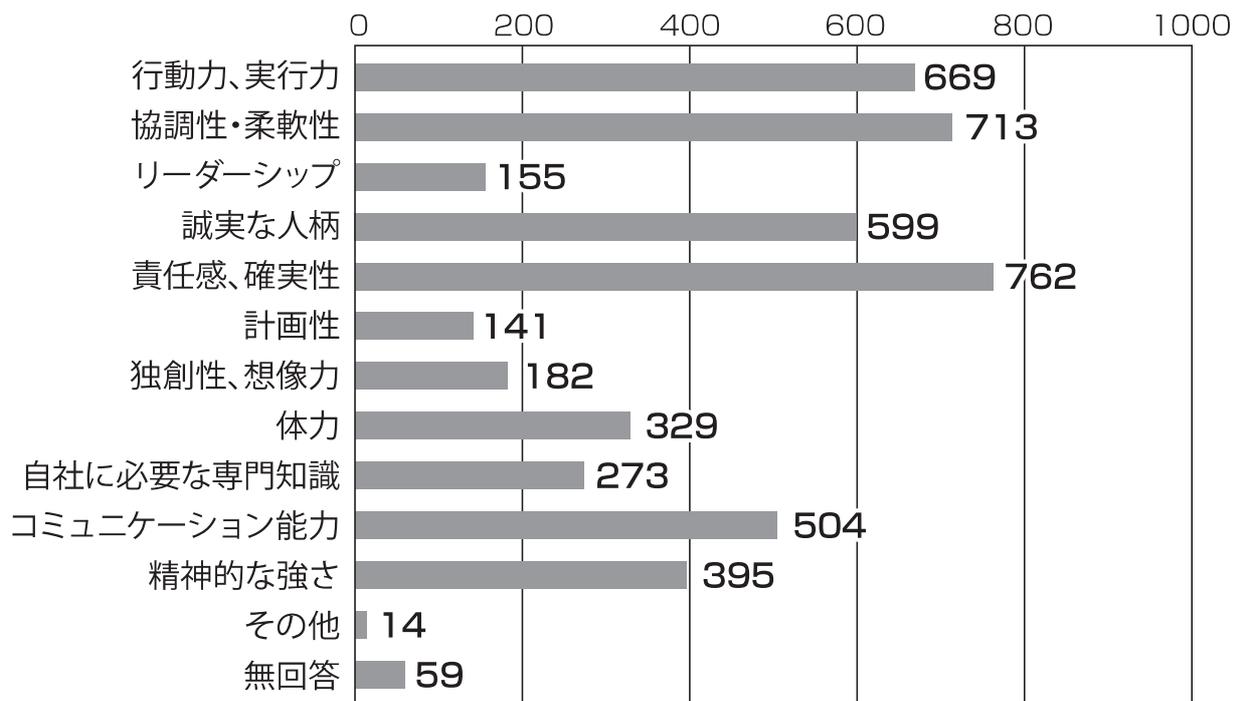
企業が若者にどのようなことを求めているかを知ることは、就職活動や仕事をしていくうえで、たいへん重要です。

神奈川県が平成19年に実施した『県内企業の若年者雇用に関する意向調査』では、



★「若年者に求める資質・能力」として、

- ① 「責任感・確実性」
- ② 「協調性・柔軟性」
- ③ 「行動力・実行力」



(回答企業数 1117件 複数回答)

★「職種」では、

- ① 「営業・企画職」
- ② 「技術・開発職」
- ③ 「生産工程・労務職」

に適性のある人材を求めています。



5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事上の責任を果たしつつ、「仕事」と「仕事以外の生活（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）」を、希望するバランスで行うことができる状態をいいます。

ワーク・ライフ・バランスを実践すると、働く人には、メリハリのある仕事により生活にゆとりが生まれ、生活のゆとりが質の高い仕事を生む、といった相乗効果が得られます。また、企業にとっては、業務改善による効率化、優秀な人材の確保や従業員のモチベーションアップなどの効果が得られるため、人事・経営戦略として取り組む企業が増えてきています。



企業で取り組まれている

主なワーク・ライフ・バランス支援策

- 残業をしない日の設定
- 勤務時間の柔軟な設定（フレックスタイム制度等）
- パソコン等を使った自宅での勤務（在宅勤務制度）
- 育児や介護のための休業制度
- 育児や介護のための、通常より短い勤務時間制度
- 会社内の託児所（保育所）の設置
- 出産や育児等で退職した社員の再雇用 など

6 実践技術者になる(産業技術短期大学校)

産業技術短期大学校は、「ものづくり」に関する2年間の訓練を通じて実践的な技術者を育成しています。

生産技術科、制御技術科、電子技術科、産業デザイン科、情報技術科の5科があり、授業は実験や実習が中心で、高度な技術・技能を習得できます。

また、就職相談や就職ガイダンス、合同企業説明会などを通して就職活動を支援しています。

☆産業技術短期大学校の詳しい情報は

<http://www.kanagawa-cit.ac.jp/>

または、産業技術短期大学校 学生課 TEL045-363-1232まで

7 就職に役立つ技能や技術を学ぶ(総合職業技術校等)

かなテクカレッジ(総合職業技術校)は、学校を卒業し、新たな職業に就こうとする方や、離職された方が新たな仕事のために必要な知識、技術・技能を学ぶ施設です。

受講するコースによって、技能検定の学科試験免除、溶接等の作業に関する安全衛生の資格、2級自動車整備士の実技試験免除、介護に関する実務者研修の資格などを取得できます。

授業は実習が中心で、就職相談や職業紹介など就職へのサポートも行っています。(訓練期間6か月~2年)

また、東部総合職業技術校二俣川支所では、専門学校などの民間教育訓練機関に委託してIT関連や介護等の訓練(訓練期間3か月~2年)を行っています。

さらに、障がいのある方が、就職に必要な知識、技術・技能を習得するための神奈川障害者職業能力開発校もあります。(訓練期間6か月~2年)

☆かなテクカレッジ(総合職業技術校)の詳しい情報は

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/kanatech/>

☆東部総合職業技術校二俣川支所の詳しい情報は

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xy2/training/itaku_k.html

☆神奈川障害者職業能力開発校の詳しい情報は

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/>

または、県産業人材課 TEL045-210-5715まで